

美杉地域における交通空白地有償運送について

1 趣旨

美杉地域において、地域住民の日常生活をはじめ観光客等の来訪者が目的を達するために必要とする、鉄道や路線バスが対応していない移動手段を確保するため、住民自らが安全な輸送サービスを提供しようとするものである。

2 地域の状況

- (1) 面積 206.70km² (平成27年 国勢調査)
- (2) 人口 3,954人 (令和3年1月31日時点 住民基本台帳)
- (3) 高齢化率 61.3% (令和3年1月31日時点 住民基本台帳)

3 地域における公共交通の現状 (令和3年4月1日時点)

(1) 鉄道

美杉地域と白山地域、一志地域及び松阪市中心部とを結ぶJR名松線が1日7.5往復(およそ2時間に1便)運行しているが、面積約200km²の地域内に駅は5つしかなく、多くの住民は徒歩等により駅まで行くことが困難な状況にある。

(2) 乗合バス

ア 一般路線バス

三重交通(株)が運行する地域間幹線系統「名張奥津線」が美杉地域と名張市中心部及び奈良県御杖村の一部とを結んでいるが、地域内の運行は太郎生地区のみである。

イ コミュニティバス

津市コミュニティバスが地域内の主要道路を運行し、鉄道及び一般路線バスと接続しているが、全集落を網羅するには至っておらず、かつ停留所によっては週に1日や、1日1往復のみの運行となっている。

(3) タクシー

地域内にタクシー事業者が存在せず、近隣地域からのタクシーの配車も困難な状況にある。

4 地域における移動ニーズ

(1) 鉄道駅及び乗合バス停留所まで（から）の移動

鉄道駅及び乗合バス停留所から離れた場所やコミュニティバスの運行回数が少ない停留所付近の住民からは、自宅から鉄道駅及び乗合バス停留所までの移動ニーズがある。

(2) 東西方向の移動

地域は南北に長い形状をしており、主に南北に流れる雲出川と八手俣川に沿って集落が形成され、道路も当該河川に沿って整備されていることから、コミュニティバスの運行も美杉地域南部と白山地域南部を結ぶ南北方向の運行が主体となっているが、八知地区から下之川地区（下之川住民交流センター、美杉クリニック）や、下之川地区から八知地区（美杉総合支所、八知歯科）、多気地区から八幡地区（津市家庭医療クリニック）など、コミュニティバスでは対応できない東西方向の移動ニーズがある。

(3) ドアツードアの移動

高齢化率の高い地域であり、高齢者を中心に自宅から目的地までの直接の移動ニーズがある。

(4) コミュニティバス運休日の移動

津市コミュニティバスについては、週3日、1日4往復の運行を基本としているが、コミュニティバスの運休日にも移動ニーズがある。

(5) 観光のための移動

JR名松線にて来訪する観光客からは、伊勢奥津駅から多気地区（北畠神社、道の駅美杉）や八幡地区（川上山若宮八幡神社、あまご料理店）等への移動ニーズがある。

5 一般旅客自動車運送事業者（バス、タクシー）との協議状況

(1) 三重県タクシー協会津支部

令和2年8月 美杉地域への配車が可能な場合もあるが、全ての需要に対応する体制を確保するのは難しいとの見解。
新たな交通の導入に関する提案無し。

(2) 三重交通（株）

令和2年2月 利用者の減少により撤退した経緯があり、路線バスの導入は現実的でないとの見解。
新たな交通の導入に関する提案無し。

6 交通空白地有償運送の必要性

一般旅客自動車運送事業者による輸送サービスが地域の移動需要を満たしていない中、市がコミュニティバスを運行しているが、地域の移動ニーズを十分に満たしているとは言い難い状況であり、市としてもこれ以上の財政投入は難しいことから、地域住民が主体となり取組む交通空白地有償運送の導入が求められている。

7 登録の申請を行おうとする者

- (1) 名称 美杉地域お助けタクシー運営協議会
(営利を目的としない法人格を有しない団体)
- (2) 住所 三重県津市美杉町八知5533 八知歯科内
- (3) 代表者の氏名 会長 小竹 誠造

8 事務所の名称、位置

- (1) 名称 美杉地域お助けタクシー運営協議会事務局
- (2) 位置 三重県津市美杉町八知5533 八知歯科内

9 運送の様態、区域

- (1) 様態 区域運行
- (2) 区域 発着共に美杉町内。ただし、奈良県御杖村を通過できるものとする。

10 運送しようとする旅客の範囲

津市美杉町の住民又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者

11 運送日、運行時間帯

年中無休

午前7時から午後7時まで（イベント時等においては延長）

12 旅客から收受する対価

距離制：500メートルにつき100円、500メートル未満の端数は100円

- ※ 乗客が乗車した地点から降車する地点までを車両の走行距離計にて計測するものとする。

13 配置する自家用自動車の種類、台数

普通自動車（乗車定員11人未満） 4台

14 運転者の要件

道路交通法に規定する第二種運転免許を受けており、かつ、現にその効力が停止されていない者又は以下に掲げる要件を全て満たすものとする。

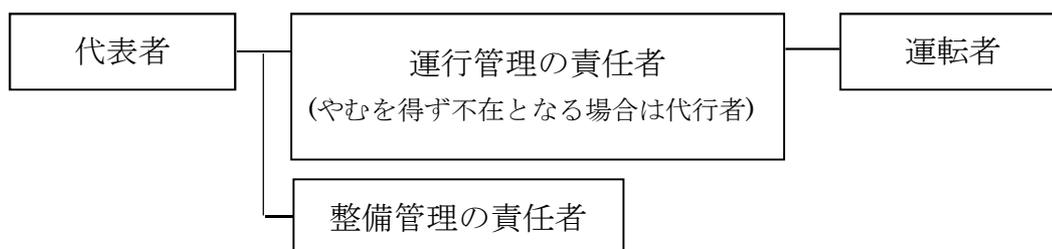
- (1) 道路交通法に規定する第一種運転免許を受けていること
- (2) (1)の効力が過去2年以内において停止されていないこと
- (3) 道路運送法施行規則第51条の16に規定する国土交通大臣が認定する講習を修了していること

15 損害賠償のための措置

以下に掲げる要件に適合する損害賠償責任保険に加入するものとする。

- (1) 旅客その他の者の生命又は身体の損害：損害を受けた者1人につき8,000万円以上を限度額としててん補すること
- (2) 旅客その他の者の財産の損害：1事故につき200万円以上を限度額としててん補すること

16 運行管理・整備管理の体制

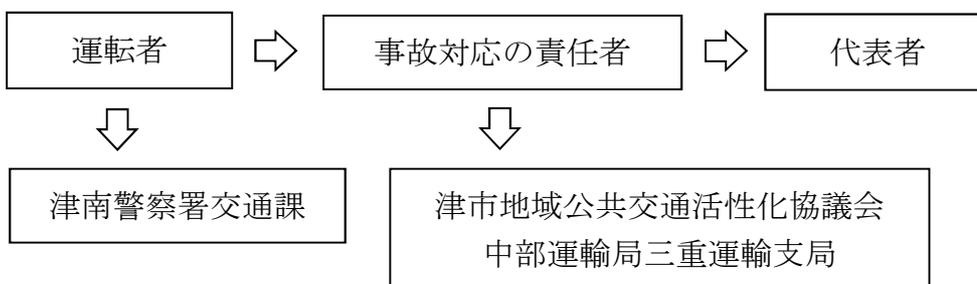


※ 運行管理の責任者の代行者は運転者が兼務し、代行者として運行管理をする際は運転者から外れて運行管理に専念する。

17 安全な運転のための確認等

運行管理の責任者は、運転者が乗務する際に当該運転者の健康状態、飲酒の有無、運転免許証の携帯を対面により確認したうえで、運転者に対して安全確保のために必要な指示をするものとする。

18 事故時の連絡体制

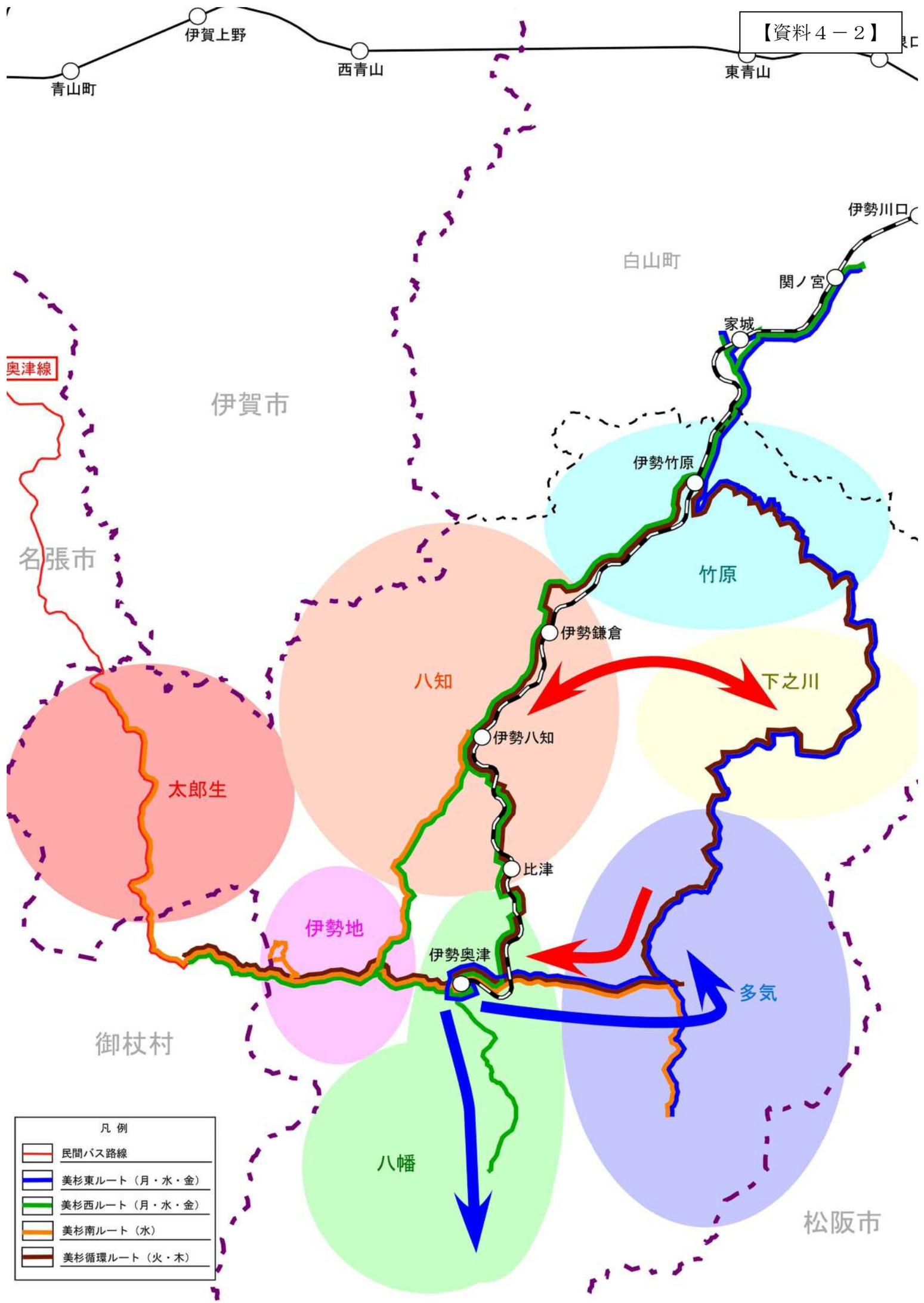


19 苦情処理体制

苦情処理担当者と苦情処理責任者を予め決めておく

20 運送開始日

令和3年5月1日



凡例	
	民間バス路線
	美杉東ルート (月・水・金)
	美杉西ルート (月・水・金)
	美杉南ルート (水)
	美杉循環ルート (火・木)

美杉地域お助けタクシー運営協議会規約

(名称)

第1条 この会は、美杉地域お助けタクシー運営協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、住民自らが安全な輸送サービスを提供することにより、地域住民の日常生活をはじめ観光客等の来訪者が目的を達するために必要とする鉄道や路線バスが対応していない移動手段を確保することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は前条の目標を達成するため、次に掲げる事務及び業務を行う。

- (1) 事業の実施及び運営に必要な方針及び計画の決定に関すること
- (2) 事業の実施及び運営に関すること
- (3) 利用者及び運転手の登録、管理に関すること
- (4) 運行管理及び配車に関すること
- (5) 車両の整備管理及び運転手の体調管理に関すること
- (6) 事故・苦情対応及び損害賠償に関すること
- (7) 運送の対価の収受及び管理に関すること
- (8) 事業の検証及び分析に関すること
- (9) 輸送実績の報告に関すること
- (10) その他本協議会の目標を達成するために必要な事務及び事業に関すること

(組織)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 発起人、地域住民及びその関係者
- (2) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 協議会に以下の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 1名

2 会長は協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

4 監事は、協議会の財務を監査する。

(役員を選任及び任期)

第6条 役員任期は、4月1日から2年とする。

2 会長は、会員の中から選出する。

3 副会長及び監事は、会長が指名する。

4 会長及び副会長が、不存在の場合、会長が選任されるまで、会員のうちで、最年長者が会長を代理する。

5 会長及び役員は、道路運送法第79条の4第1項第1号から第3号までのいずれにも該当しない

ことを要件とする

(会議)

第7条 協議会に次の会議を置く。

(1) 役員会

(2) 研究会

(役員会)

第8条 役員会は、第5条に規定する役員をもって構成する。

2 役員会は、必要に応じて会長が招集する。

3 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

4 役員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 協議会の運営に係る基本方針等に関すること

(2) 事業計画及び事業報告に関すること

(3) 予算及び決算に関すること

(4) 規約の制定及び改廃に関すること

(5) 研究会の開催に関すること

(6) その他重要な事項に関すること

5 役員会は、役員全員の出席がなければ開会し、決定することができない。

6 役員会を開催することができない場合には、書面による決議に替えることができる。

7 役員会の事項は、役員の過半をもって決する。

(研究会)

第9条 研究会は、第8条第4項第5号に基づき、役員会にて選任した会員及び外部団体等の非会員をもって構成する。

2 研究会の議長は、会長とする。

3 研究会は、役員会から指示された事項について、研究し、役員会へ具申する。

(事務局)

第10条 協議会の事務を処理するため、事務局を以下に置く。

三重県津市美杉町矢知5533 八知歯科内

(事業計画及び予算)

第11条 協議会の事業計画及び予算については、役員会の決定を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第12条 協議会の事業報告及び決算については、監事の監査を経て、役員会の承認を得なければならない。

(会計)

第13条 協議会の経費は、運送の対価及びその他の収入をもって充てる。

2 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(委任)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

(規約の改廃)

第15条 この規約の改廃は、全会員の過半数の賛成を得なければならない。

附則

- 1 この規約は令和3年2月1日から適用する。
- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、協議会発足の日から令和3年3月31日までの間は役員の任期から除算しない。

美杉地域お助けタクシーのご案内

- 美杉地域お助けタクシーとは

交通が不便な美杉地域内において、地域住民、観光旅客、その他の来訪者が必要な移動をできるように、美杉地域お助けタクシー運営協議会が自家用自動車を用いて実施する運送サービスです。利用するには予約が必要です。

- 運送の区域

美杉地域全域

- 運送の対象

どなたでもご利用いただけますが、車いすには対応していません。
同乗できる人数については、予約時に確認してください。

- 運送の時間帯

午前7時から午後7時まで（イベント時には延長する場合があります）

※ 急な連絡には対応できない場合がありますので、早めの予約をお願いします。

- 料金

500メートルにつき100円（500メートル未満の端数は100円）

※ 乗車した地点から降車する地点までの距離を、車両の走行距離計で計測します。

予約・お問い合わせ先 美杉地域お助けタクシー運営協議会事務局
(美杉町八知5533 八知歯科内)

059-272-7701

※地域公共交通会議等がこれによらない協議を行う旨決議した場合は、プロセスによらないことも可能

地域交通の検討プロセスに関するガイドライン（地域公共交通会議等）

- 地域の具体的な移動ニーズをもとに協議
- 自家用有償旅客運送の提案をもとに協議 等

